

## 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（案）

平成 27 年 6 月 日  
男女共同参画会議

第 2 次安倍内閣以降、女性の活躍推進が政府の最重要課題の一つとして位置付けられ、成長戦略の一環として経済界をはじめ各界各層を広く巻き込んだ取組がこの 2 年で急速に進展。国民の間での気運がこれまでになく高まっており、日本社会は明らかに変わり始めている。

この機を逃さず、取組を加速させることが重要であることから、これまでの成長戦略に基づく取組を着実に進めることに加えて、女性活躍推進の更なる取組やその基盤となる人権や意識の問題への対応に関し、来年度予算等に反映することなどにより重点的に取り組むべき事項について、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）第 22 条第 3 号に基づき、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下の取組を求める。

**1 女性参画拡大に向けた取組の推進**

政策・方針決定過程への女性参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらす観点から極めて重要。

社会的影響力が大きい政治・行政・経済・司法分野に加え、将来の人材育成に密接に関連する教育分野において、各分野の実情に応じつつ、以下のような積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を更に進めるべき。

**（1）政治分野【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））】**

女性参画拡大に向け、候補者に関するクォータ制を含めた政党の自主的な取組についての検討が各政党において進められるよう、政府から働きかけを行う必要がある。とりわけ、女性活躍推進法が成立した場合、各府省や地方公共団体、301 人以上の民間企業において、事業主行動計画を策定し、数値目標の設定を含めた女性活躍に向けた取組を進めることとなることを踏まえ、各政党においても同様の取組が行われるよう働きかけを行うべきである。

**（2）行政分野【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、全大臣】**

女性活躍推進法の施行を踏まえた、各府省や地方公共団体等における取組を着実に進めるべきである。併せて、継続就業の障害となる働き方の改革、女性の登用・昇進が実質的に不利にならないための取組、さらには管理職へのキャリア形成等に関する女性自身の意識改革や能力育成に向けた取組などを総合的に行うべきである。

**（3）経済分野**

**【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣、経済産業大臣】**  
女性活躍のための採用・登用の促進や労働環境の整備について、女性活躍推進法の着実な

施行による各企業の自主的な取組の促進、特に事業主行動計画の策定が努力義務となっている中小企業への支援を進めるべきである。また、企業内外の役員や管理職候補者について、登用についての意識改革や能力育成に向けた官民が連携した研修などの取組を進めるべきである。

#### **(4) 司法分野【法務大臣、文部科学大臣】**

法曹となり得る人材のプールを拡大すべく、法曹養成の過程において女性の増加に向けた支援策を行うなどの取組を進めるべきである。

#### **(5) 教育分野【文部科学大臣】**

特に中学や高校において、進路指導や生活指導の負荷が大きく長時間労働を余儀なくされるなどの原因により、管理職への女性の登用や活躍が阻害されている実態を把握し、必要に応じて取組を検討すべき。加えて、ロールモデルやネットワーク、研修機会などの提供を通じ、女性自身の登用への意識を向上させる機会を確保できるよう、取組を検討すべき。

## **2 幅広い女性活躍のための環境整備**

各分野で女性活躍を進める上では、将来に向けた人材育成を図り、その裾野を広げていく観点も極めて重要。正規・非正規など働き方の違いにかかわらず、女性が働きやすい環境整備を図るとともに、少子化への対応、持続的成長を支える科学技術立国の確立、国際社会でのプレゼンス、社会的課題の解決に向けた女性人材の育成も重要。

加えて、女性の活躍を進めるためには、男性中心型の労働慣行等を見直し、男性が主体的に家事・育児等へ参画することを促すことが必要。また、ひとり親世帯への支援やハラスメントの根絶、性犯罪・ストーカー対策など、困難を抱えた女性が安心して暮らせるための環境整備も不可欠。

こうした観点から、以下の取組を進めるべきである。

#### **(1) 人口減少下における最大の潜在力たる女性の更なる活躍推進**

**【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画、少子化対策）、地方創生担当大臣）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】**

配偶者控除を始めとした税制や被用者保険（健康保険・厚生年金）等の社会保障制度等について、男女問わず働きたい人が働きやすい中立的な制度の構築に向けた検討を進める必要がある。

また、男女が出産・育児・介護などのライフイベントやそれら同時に重なる、いわゆる「ダブルケア」問題、さらには長時間労働・転勤などの課題に関わらず、その能力と希望に応じた働き方ができるよう、継続就業に向けた支援の強化など、個人の事情に配慮した働き方の実現に向けた取組を進めるべきである。

同時に、非正規労働者の処遇改善や、非正規から正規への転換も含めた、非正規労働者に対する総合的な支援を強力に推進するべきである。

更に、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取組を促すインセンティブとして、国及び地方公共団体において、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業を公共調達で評価する仕組みの検討や、企業における女性活躍の状況の開示を更に促進するための取組について検討すべきである。

加えて、女性が中心となって地域の課題を解決する活動や女性による起業など、地方創生の鍵となる地域における女性の活躍のさらなる促進を始めとした、様々な場面における女性の活躍促進のための取組を推進すべきである。

## (2) 科学技術立国を支える女性の理工系等人材の育成

**【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画、科学技術政策））、  
文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】**

女性の理工系等人材の育成に向けて、産学官が連携し、理工系選択のメリットの若年層への啓発や、理工系女子のネットワーク構築支援、進学・就職など各段階での理工系選択を容易とするための支援など、女性の理工系等人材に対する一貫した支援体制の整備を進めるとともに、理工系進学を希望する女性や、積極的に女性登用を進める大学等に対する制度的な支援の在り方について検討すべきである。併せて、取組の効果的な実施を図るべく、女性の理工系等人材の育成に資するデータ等の収集・分析を更に進める必要がある。

また、女性医師について、特に24時間対応が求められる産科医を確保していくことを見据え、女性医師が働き続けやすい環境整備に向けた包括的な支援や、医学部生に対するキャリア教育の充実等を進めるべきである。

## (3) 国連など国際機関等で活躍する日本人（女性）の飛躍的増加

**【外務大臣、文部科学大臣】**

教育における国際的な視野の醸成に向けた制度の活用や海外留学の促進などにより、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成を進めると同時に、国際機関への就職を直接的に支援する仕組みの強化を図るべきである。

## (4) 家事・育児など家庭生活における男性の活躍

**【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画、少子化対策））、厚生労働大臣】**

配偶者の就業の有無に係わらず男性が主体的に家事・育児等に関わる社会の実現に向け、全国的なキャンペーンの実施等、国民全体の機運の醸成を図ることが必要である。加えて、具体的な目標として「配偶者の産後における男性の育児のための休暇取得率8割」という少子化社会対策大綱の成果目標を踏まえつつ、男性の育児のための休暇や育児休業の取得促進のための検討を進めるべき。

## (5) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備

**【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画、少子化対策））、  
法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣】**

経済的に厳しいひとり親家庭や多子世帯の経済的な自立に向けた、就職支援など各種支援の充実強化を進めるべきである。また、いわゆる「マタニティハラスメント」や「パワーハラスメント」などあらゆるハラスメントの根絶に向けた、企業等への適切な指導や国民への意識啓発や、それに向けた様々な就業環境整備を総合的に実施するための体制の整備・強化などを行うべきである。

また、女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策の強力な推進を図るべく、性犯罪の罰則に関し法制度改正の可否を含めた検討を行っている「性犯罪の罰則に関する検討会」の検討結果を踏まえた必要な措置の実施、性犯罪に対する厳正な対処等の推進、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進など性犯罪被害者支援のための各種取組の推進や、「ストーカー総合対策」（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議）に基づく施策の確実な実施、さらに、若年層をターゲットとした事案を踏まえた若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図るべき。

**3 予算編成過程における男女共同参画の視点の導入**

**【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、全大臣】**

男女共同参画会議は、男女共同参画に関する基本的な方針や政策・重要事項等の調査審議を行い、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べる法的権限を有している。その機能を最大限に発揮すべく、今後毎年、次年度予算等に向けての重点取組事項について政府への意見を述べることとする。政府においては、本会議からの意見を踏まえ、各府省の予算の重点化等を図るべき。